

○犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給要綱

平成9年4月1日要綱第8号

改正

平成15年4月1日要綱第15号

平成23年1月1日要綱第1号

平成30年4月1日要綱第47号

平成31年4月4日要綱第45号

令和2年10月27日要綱第131号

令和3年4月1日要綱第89号

令和5年3月27日要綱第37号

令和6年7月1日要綱第79号

犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に選手として出場する者を激励し、市の名声及び競技力の向上を図るため、犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費（以下「激励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次の各号のいずれかに該当する大会をいう。

(1) 国民スポーツ大会

(2) 日本選手権大会

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が開催する全国大会

(4) 国際競技大会

(5) 教育関係機関が開催する大会であって、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が激励費の支給を適当と認める大会

(6) その他教育委員会が、激励費の支給を適当と認める全国大会以上の規模の大会

(激励費の支給)

第3条 市長は、全国大会等の出場資格を取得した次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対し、激励費を支給する。

(1) 個人競技に出場する個人

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事業所に現に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

(2) 団体競技に出場する個人

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事業所に現に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

(3) 団体競技に出場する団体

ア 過半数が、市内に住所を有する者、市内の事業所に現に勤務する者又は市内の学校に在学する者で構成されている団体

イ 主たる活動を市内で行っており、かつ、教育委員会が適当と認める団体

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励費を支給しない。

(1) オリンピック又は国民スポーツ大会に採用されていない種目に出場する場合

(2) 市内又はこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を経ずに出場する場合。ただし、第2条第1号から第3号に掲げる大会の参加資格として指定された参加標準記録を突破して出場する場合を除く。

(3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される場合

(激励費の額)

第5条 激励費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号に掲げる者 10,000円

(2) 第3条第2号に掲げる者 10,000円

(3) 第3条第3号に掲げる団体

ア 1人 10,000円

イ 2人 20,000円

ウ 3人以上5人以下 30,000円

エ 6人以上9人以下 40,000円

オ 10人以上 50,000円

2 個人競技及び団体競技の両方に出場する場合の激励費の支給は、個人競技に出場する個人を対象とする。この場合において、その個人を団体競技として支給する激励費の額を算定する基準となる人数から減ずるものとする。

3 激励費の支給は、個人競技であっても団体戦の場合は個人競技の対象としない。

4 外国で開催される国際競技大会に出場する場合は、激励費の額を増額できるものとし、その額は、第1項各号に規定する額の2倍以内で市長が定める。

(交付の申請)

第6条 激励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、全国大会等が開催される日（以下「開催日」という。）の前日までに、犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開催日の属する年度の末日までに提出するものとする。

(1) 予選又は選考会の経緯を記載した書類

(2) 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類

(3) 全国大会等にエントリー（出場登録）されたことを明らかにする書類

2 前項の申請は、全国大会等に出場する者が個人の場合は当該出場する者が、団体の場合は団体の代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年者である場合は、その保護者又は団体の責任者が行うものとする。

る。

(支給の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは、犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給
決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 同一の者への激励費の支給は、各年度につき1回限りとする。

(返還)

第8条 市長は、激励費の支給を受けた者又は団体が、全国大会等の出場を
取り消された場合又は自ら出場を取りやめた場合には、既に支給した激
励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告)

第9条 激励費の支給を受けた者は、全国大会等が終了した後1月以内に
犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給報告書(様式第3)を市
長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日要綱第15号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月1日要綱第1号)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日要綱第47号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月4日要綱第45号)

この要綱は、平成31年4月4日から施行する。ただし、第2条第1号及び
第4条第1号の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和2年10月27日要綱第131号)

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、同

年4月1日以後に開催される全国大会等（要綱第2条に規定する全国大会等をいう。）に係る要綱第6条の申請について適用する。

附 則（令和3年4月1日要綱第89号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和5年3月27日要綱第37号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和6年7月1日要綱第79号）

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

様式第2（第7条関係）

犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給決定通知書

年 月 日

様

犬山市長

㊟

年 月 日付けの申請については、犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給要綱第7条の規定によって、下記のとおり決定します。

記

1 激励費支給決定額

金 円

2 支給の条件

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じた時は、速やかに届け出ること。
- (2) 何らかの事情で全国大会を欠場した場合は、激励費を返還すること。
- (3) 全国大会終了後、1か月以内に犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給報告書（様式第3）により大会結果を報告すること。

犬山市長

住 所
氏 名
電話番号

犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給報告書

犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費を支給していただいた大会結果は下記のとおりです。

記

1. 大会名	
2. 開催日	
3. 開催場所	
4. 主催	
5. 後援	
6. 参加人員	
7. 大会結果 (成績)	

※プログラム、成績結果等を添付して提出ください。